

使用料・手数料等の取扱いについて（その2）

使用料・手数料等の取扱いのうち使用料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年5月7日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

使用料等の取扱い

- 1 施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。
- 2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
- 3 協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する使用料については、除くものとする。

使用料等の取扱いの調整方針案

- | | | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 | 施設使用料 | 43項目 |
| (1) | 現行どおりとする。 | 20項目 |
| | ア 同一又は類似する施設が無い場合、現行どおりとするもの。 | |
| | イ 同一又は類似する施設であっても、施設の規模、内容等が異なるため、現行どおりとするもの。 | |
| (2) | 合併時に長岡市の制度に統一する。 | 1項目 |
| | 同一の施設であることから、合併時に統一するもの。 | |
| (3) | 合併後に中之島町及び越路町の制度を基に統一する。(合併年度は現行どおりとする。) | 1項目 |
| | 同一の施設であることから、新市として基準を統一するもの。ただし、合併年度は現行どおりとする。 | |
| (4) | 合併後に長岡市の制度を基に統一する。(合併年度及びそれに続く3か年度は現行どおりとする。) | 12項目 |
| | 同一又は類似する施設であるが、料金体系などが異なることから、調整に期間を要するとともに、周知期間を要するため経過措置を置くもの。 | |
| (5) | 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 | 9項目 |
| | 同一又は類似する施設であるが、住民負担により設置したなど施設の設置経緯や、管理運営方法、料金体系などが異なることから、調整に期間を要するため、当分の間現行どおりとするもの。 | |
| 2 | 行政財産使用料及び占用料 | 7項目 |
| (1) | 合併後に長岡市の制度に統一する。(合併年度は現行どおりとする。) | 7項目 |
| | 同一の内容であることから、新市として基準を統一するもの。ただし、合併年度は現行どおりとし、翌年度から料金を統一する。 | |

使用料名	長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町
1 施設使用料						
(1) 現行どおりとする。						
ごみ焼却余熱利用施設使用料	エコトピア寿					
勤労施設使用料	長岡市勤労会館 サンライフ長岡			みしま交流センター		
物産館使用料						小国町商工物産館
観光施設使用料		凧会館及び地域ふれあいセンター	塚山活性化センター もみじ公園巴ヶ丘山荘		ふれあい会館「あまやち」	越後おぐに森林公園
ふるさと体験農業センター使用料	長岡市ふるさと体験農業センター					
牧場使用料	長岡市営牧場				萱峠牧場	
と畜場使用料	長岡市営食肉センター					
自転車冬期保管料	長岡駅東口自転車駐車場 長岡駅東口地下自転車駐車場					
自動車駐車場使用料	長岡市営大手口駐車場 長岡市営表町駐車場					
共同車庫使用料						諏訪井共同車庫 ほか6箇所
冬期孤立集落機能維持管理センター使用料						法末集落管理センター
中学校寄宿舎使用料						小国町立学校校舎 (寄宿舎)
美術センター等使用料	美術センター (講堂・講座室の付属設備を含む)					
郷土資料館入館料	長岡市郷土史料館	中之島町立民俗資料館	越路町郷土資料館	三島町郷土資料館	山古志村民俗資料館	小国町民俗資料館
文化財入館料			長谷川邸			

使用料名	長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町
文化ホール使用料	長岡市立劇場 長岡リリックホール	中之島町町民文化センター				
芸術施設使用料						小国芸術村
文化センター使用料	青少年文化センター					
自然の家使用料						法末自然の家
陸上競技場使用料	長岡市営陸上競技場					
(2) 合併時に長岡市の制度に統一する。						
斎場使用料	長岡市斎場					小国町斎場
(3) 合併後に中之島町及び越路町の制度を基に統一する。(合併年度は現行どおりとする。)						
小中学校施設使用料(目的外使用)	長岡市立小・中学校	中之島町立小・中学校	越路町立小・中学校	三島町立小・中学校	山古志村立小・中学校	小国町立小・中学校
(4) 合併後に長岡市の制度を基に統一する。(合併年度とそれに続く3か年度は現行どおりとする。)						
老人福祉施設使用料	長岡ロングライフセンター 長岡市高齢者センター けさじろ 長岡市高齢者センター まきやま 長岡市高齢者センター ふそき 長岡市高齢者センター みやうち	中之島町老人憩の家 「刈谷田荘」 中之島町老人憩の家 「さくらの家」 中之島町老人憩の家 「日枝の里」				小国町老人憩の家 「延命荘」
社会福祉センター使用料	長岡市社会福祉センター	地域福祉センター 「サンバルコなかのしま」	越路町総合福祉センター		山古志村地域福祉センター 「なごみ苑」	
保健センター使用料	長岡市健康センター		越路町保健センター	三島町保健センター	山古志村保健センター	
その他福祉施設使用料					山古志村高齢者と子ども の家	小国町高齢者コミュニティ センター
学校グラウンドナイター照明施設使用料	宮内中学校グラウンドナイター照明施設 北中学校グラウンドナイター照明施設 大島中学校グラウンドナイター照明施設 関原中学校グラウンドナイター照明施設				山古志中学校グラウンドナイター照明施設	

	使用料名	長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町
	体育館使用料	長岡市市民体育館 長岡市南部体育館 長岡市北部体育館 長岡市みしま体育館 長岡市新産体育館	中之島町体育館 中之島町北体育館	越路町町民体育館 越路町体育センター	三島町体育館	山古志村民体育館	小国勤労者体育センター
	プール使用料	悠久山屋内温水プール 悠久山プール(屋外) 希望が丘プール		越路町B&G海洋センター			町民水泳プール
	テニス場使用料	希望が丘テニス場 東山テニス場	中之島町テニスコート	河川公園庭球場 長谷川運動公園 (テニスコート)	三島町運動広場 (テニスコート)		おぐに運動公園テニスコート
	野球場使用料	悠久山野球場	中之島町野球場	河川公園野球場 越路町農村運動広場 (野球場)	三島町スポーツ広場 (野球場)		おぐに運動公園野球場
	その他運動施設使用料	信濃川河川公園(野球場) スポーツ広場(野球場) 信濃川南部運動公園 (野球場) 乙吉運動広場(野球場) 信濃川河川公園(ソフトボール) 信濃川右岸運動公園 (ソフトボール) 信濃川河川公園(テニスコート) ニュータウンいこいの広場 (テニスコート) 乙吉運動広場(テニスコート) 信濃川河川公園(サッカー場)	中之島町スポーツ広場 (河川敷) 中之島町野球場サブグラ ウンド	河川公園多目的広場 長谷川運動公園 (ゲートボール場)	三島町運動広場 (ゲートボール場)	山古志村農村運動広場	小国町ゲートボールコート おぐに運動公園総合グラ ウンド

使用料名	長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町
レクリエーション施設使用料	長岡市東山ファミリーランド (テニス場除く) ニュータウンいこいの広場	信濃川・サイドパーク野外活動施設	栴形山自然公園		四季の里古志	
スポーツ・集会複合施設使用料	長岡市厚生会館					
(5) 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。						
スキー場使用料	長岡市営スキー場 (サマーボブスレー、 サマースキー含む)				古志高原スキー場	
コミュニティ施設使用料	長岡市コミュニティセンター (31箇所) 長岡市コミュニティセンター 分館(2箇所) 長岡市コミュニティセンター 分室(3箇所)		中野島コミュニティセンター 塚山コミュニティセンター		山古志村民会館	
公民館使用料	長岡市中央公民館	中之島町公民館 中之島町公民館分館 (8箇所)	越路町公民館 越路町公民館分館 (25箇所)	三島町公民館 三島町公民館分館 (17箇所)	山古志村公民館 山古志村公民館分館 (5箇所)	小国町中央公民館 小国町公民館分館 (2箇所)
就業改善センター使用料						小国町就業改善センター
勤労施設使用料 (地区集会場併用)			越路町勤労者会館			
トレーニングセンター使用料			越路農業者トレーニングセンター			
農村環境改善センター使用料		中之島町農村環境改善センター		三島町農村環境改善センター (みしま中央会館)		小国町農村環境改善センター
青少年の家使用料						青少年の家
児童交流施設使用料		みずほ児童館 中条児童館	児童交流会館			

使用料名	長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町
2 行政財産使用料及び占用料						
(1) 合併後に長岡市の制度に統一する。(合併年度は現行どおりとする。)						
行政財産目的外使用料						
法定外公共物使用料・採取料						
公園占用料等						
道路占用料						
準用河川流水占用料等						
下水道敷占用料						
農業集落排水施設占用料						

参考資料

1 施設使用料

(2) 合併時に長岡市の制度に統一する。

斎場使用料

長岡市			小国町		
(単位:円)			(単位:円)		
区分	市内	市外	区分	町内	町外
12歳未満	無 料	3,000	年齢による 区分なし	無 料	11,000
12歳以上		3,800			
死産		2,200			5,000
その他		800			2,000

2 行政財産使用料及び占用料

(1) 合併後に長岡市の制度に統一する。(合併年度は現行どおりとする。)

行政財産目的外使用料

・長岡市行政財産の目的外使用条例

区分	使用料(年額)
建物・工作物	市有財産評価額の100分の5に相当する額を基準として市長が定める額
土地	1 建物又は工作物の敷地として使用する場合は、市有財産評価額の100分の5に相当する額を基準として市長が定める額 2 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号に規定する電気工作物及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第2号に規定する電気通信設備その他の設備・工作物の敷地として使用する場合は、電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第5条に規定する額
その他のもの	市長が別に定める額

法定外公共物使用料・採取料

・長岡市法定外公共物の管理に関する条例

種類		単位	料金(円)
使用料	電柱、電話柱、支柱及び支線	1本	年額 500
	管類(水道管、ガス管、油送管等)	1メートル	年額 100
	軌条	1平方メートル	年額 80
	道路及び橋りょう	1平方メートル	年額 80
	その他の工作物	1平方メートル	年額 95
採取料	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1立方メートル 155
		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1個 60
		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1個 115
		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	1個 3,530
		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	1個 7,060
		長径120センチメートル以上のもの	1個 7,060円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに706円を加算した額
	砂利	1立方メートル	175
	かき掻込砂利	1立方メートル	155
土砂	1立方メートル	135	

公園占用料等

・長岡市都市公園条例

1 公園施設の設置又は管理をする場合

区分	金額
建物、工作物又はこれらの敷地としての土地	年額 市有財産評価額の100分の5に相当する額を基準として市長が定める額

2 公園の占用又は第3条の行為を行う場合

区分	単位	金額
物品の販売その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき	44円
興行		
競技会、展示会、集会その他これらに類する催し		
法第7条各号及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条各号に掲げるもの	長岡市道路占用料徴収条例(昭和40年長岡市条例第15号)別表に定める額	
その他のもの	市長がその都度定める額	

道路占用料

・長岡市道路占用料徴収条例

占用物件		占用料(円)		
		単位	金額	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	1,000	
	第2種電柱		1,600	
	第3種電柱		2,200	
	第1種電話柱		930	
	第2種電話柱		1,500	
	第3種電話柱		2,100	
	その他の柱類		72	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	10	
	地下電線その他地下に設ける線類		5	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	700	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	480	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,400	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	4,400	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,400		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480	
	外径が1メートル以上のもの		950	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき 1年	1,400	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額
上空に設ける通路			2,900	
地下に設ける通路			1,500	
その他のもの			1,400	

第32条第1項 第6号に掲げ る施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき 1日	44
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき 1月	440
政令第7条第1 号に掲げる物 件	看板(アーチである ものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	440
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	4,400
	標識		1本につき 1年	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	44
		その他のもの	1本につき 1月	440
	幕(政令第7条第 2号に掲げる工 事用施設である ものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	44
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	440
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	4,400
		その他のもの		2,200
	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき 1月
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				140
政令第7条第6 号に掲げる施 設並びに同条 第7号に掲げ る施設及び自 動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
政令第7条第9 号に掲げる休 憩所、給油所 及び自動車修 理所	上空、トンネルの上 又は自動車専用道路 (高架のものに限 る。)の路面下に設け るもの	階数が1のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.018を乗じて得た額		

Aは固定資産税課税台帳価格

準用河川流水占用料等

・長岡市準用河川流水占用料等徴収条例

種別		単位	料金(円)		
流水占用料	鉱工業用水水利使用	毎秒0.01m ³	年額 37,210		
	その他の水利使用	毎秒0.01m ³	年額 5,640		
	水面使用(貯木等)	1m ²	年額 60		
土地 占用 料	工作物の敷地 として使用す るもの	電柱(支線及び支線柱を含む。)	1本	年額 500	
		送電塔及びこれに類する鉄塔	1基	年額 1,610	
		管(水道管、ガス管、油送管等で内径 50cm未満のもの)、電線等	1m	年額 100	
		橋	1m ²	年額 80	
		広告塔・広告板・広告柱	広告表示面積1m ²	年額 290	
		建物敷(構内の通路、庭等を含む。)	1m ²	年額 130	
		その他の工作物	1m ²	年額 95	
	主として原形 のまま使用す るもの	運動場・公園・道路	1m ²	年額 65	
		畑・果樹園	1m ²	年額 2	
		その他農業用地	1m ²	年額 1	
		その他	1m ²	年額 55	
	河川 産出 物採 取料	土石採取料	砂利	1m ³	170
			掻込砂利	1m ³	150
土砂			1m ³	130	
その他のもの		市長が別に定める額			

下水道敷占用料

・長岡市下水道条例

農業集落排水施設占用料

・長岡市農業集落排水施設条例

、とも長岡市道路占用料徴収条例を準用

